

大分大学医学部病理解剖受託規程

平成16年4月1日制定

平成16年医学部規程第1-9号

(趣旨)

第1条 大分大学医学部において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）については，死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(受託基準)

第2条 解剖は，教育研究上有意義であり，かつ，本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限りこれを受託することができる。

(受託手続)

第3条 解剖を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は，病理解剖依頼書を学部長に提出しなければならない。

2 学部長は，解剖の受託を決定したときは，依頼者に病理解剖承諾書を交付するものとする。

(解剖料)

第4条 学部長は，依頼者から解剖料（1体につき275,000円。消費税等を含む。）を徴収する。

2 依頼者は，前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは，解剖料を前納しなければならない。ただし，特別の事由があると認められる場合に限り，解剖終了後に納付することができるものとする。

3 前項本文の場合において，既納の解剖料は返還しない。

4 学部長は，第1項の規定にかかわらず，特に教育研究上必要と認める場合は，解剖料を徴収しないことができる。

(解剖所見の交付)

第5条 解剖終了後，担当教員は，解剖結果報告書により解剖所見を依頼者に交付するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか，解剖の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年医学部規程第1-8号）

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

附 則（平成23年医学部規程第1-1号）
この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部規程第1-1号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部規程第1-2号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。